

農用地利用集積計画書

【農業委員会使用欄】

第5 所有権移転

1 各筆明細

整理番号	—	公告年月日	令和 年 月 日
	—		

A 移転を受ける者(買手)	住所	
	氏名	TEL
B 移転する者(売手)	住所	
	氏名	TEL

C 土地の所在等 (秋田市)							F B以外の 権原者	備考
所在			地目		面積 (㎡)	所有権 登記の 有 無		
大字	字	地番	現況	登記				
合計筆数(筆)			合計面積(㎡)					

D 所有権移転の内容	
利 用 目 的	<input type="checkbox"/> 水田利用 <input type="checkbox"/> 畑地利用
所有権移転の時期	令和 年 月 日
対価(総額:円)	円
対価の支払先	
対価の支払方法	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 振込
対価の支払期限	令和 年 月 日
引渡の時期	令和 年 月 日

【農業委員会使用欄】

資金	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
抵当権	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
対価(10a)		
あっせん 譲受名簿	地区	
	番号	

E 利用権設定等促進事業実施により成立する当事者間の法律関係	
--------------------------------	--

F 所有権移転する土地の (B)以外の権原者等	住所	
	氏名	TEL

添付書類	①売手の印鑑証明書…1通 ②所有権移転を行う土地の登記(全部事項証明)…各1通
------	--

2 買手の農業経営の状況等

氏名又は名称	年齢	専業／兼業の別	農作業従事日数	備考
	歳	<input type="checkbox"/> 専業 <input type="checkbox"/> 兼業	日	

①経営面積(m ²)	③農業労働力	専従者	人	④農機具所有状況(台)	トラクター	
		補助者	人		田植機	
②主たる経営作目					コンバイン	
					乾燥機	
					籾摺機	
					その他	

3 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより行われる所有権の移転は、1の各種明細および2の受け手の農業経営の状況等に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 所有権の移転

農用地利用集積計画に定める対価の支払期限までにその対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転する。

(2) 農用地利用集積計画に定めた法律関係の失効

農用地利用集積計画に定める対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効する。

(3) 所有権以外の権利の消滅

所有権を移転する土地に第三者のための担保物権等が設定されている場合には、所有権を移転する者（譲渡人。以下「甲」という。）は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、所有権の移転時期までにその登記を抹消しなければならない。

(4) 租税公課の負担

所有権を移転する土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期の属する年度については、甲が負担する。

(5) 所有権の移転の登記

この農用地利用集積計画による所有権の移転の登記は、所有権の移転を受ける者（譲受人。以下「乙」という。）の請求により、市の囑託により行うものとし、甲はこれに協力しなければならない。

(6) 経費の負担

所有権の移転の登記に要する経費は、乙が負担する。その他の経費については、甲および乙が協議して定める。

(7) 法律関係の解除

甲および乙は、相手方がこの農用地利用集積計画に基づく義務を履行しないときは、この農用地利用集積計画によって成立した法律関係を解除することができる。

(8) 所有権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、所有権の移転を受けた土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項およびこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙、市が協議して定める。

※上記以外に取り決め事項等があれば記入して下さい。

【農業委員会使用欄】

農業委員	
推進委員	

